

保護者各位

豊見城市立伊良波小学校

校長 當 間 朝 成

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の 学校における対応等について

平素より、本校における感染症対策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

みだしのことについて、令和5年4月28日付け文科省から通知された新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の学校における対応等、新型コロナウイルス感染症対策の見直しが行われました。

学校においては、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、適切な対応が求められています。つきましては、下記の通り、保護者の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

記

1. 新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応

- (1) 発症日を0日として5日間は登校を控え、出席停止として取り扱います。
- (2) 5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、咳や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、登校を控え様子を見ること。その期間は出席停止として取り扱います。
- (3) 症状が重い場合は、医師に相談してください。
- (4) 10日間が経過するまでは、感染させる可能性があることから、不織布マスクを着用し、高齢者等、ハイリスク者との接触は控えるなど、周りの方へ感染させないように配慮してください。

	発症日	発症後5日間(出席停止期間)					発症後5日を経過	
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目 軽快した場合							登校可能	
発症後2日目 軽快した場合							登校可能	
発症後3日目 軽快した場合							登校可能	
発症後4日目 軽快した場合							登校可能	
発症後5日目 軽快した場合							登校可能	

2, 濃厚接触者の取り扱い

(1) 5類感染症に移行することから、一般に保健所から新型コロナウイルス患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。

3, 家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応

登校することは可能です。登校する場合は、新型コロナウイルスに罹患した方の発症日0日として特に5日間は体調に注意しましょう。7日目までは発症する可能性があります。

*周囲への配慮(感染させる可能性がある等)の理由で、学校を休む場合は、理由ありの欠席(事故欠)とします。

4, 発熱や咳などがある児童生徒への対応

軽微な症状があることを理由に登校を一律に制限する必要はありません。普段と異なる症状がある場合には、無理せずに自宅で休養してください。

5, 感染不安による欠席について

感染不安により学校を休む場合は、理由ありの欠席(事故欠)とします。但し、同居家族、児童生徒に基礎疾患等があるといった合理的な理由があると学校長が認めた場合には、欠席ではなく、出席停止とします。

6, 医療機関、保健所からの証明書等の取り扱いについて

新型コロナウイルスに感染し療養を終えて学校等に復帰する際、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類や診断書等の提出は求めません。

【学校における感染症対策の考え方】

- 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握を行う。個人の検温シート等への記入提出は必要ありません。
- 適切な換気の確保
- 手洗いなどの手指衛生や咳エチケットの指導
- 学校教育活動においては、マスクの着用は求めないことが基本となります。
(但し登下校、体育授業においては、熱中症対策としてマスクを外すよう求められています)

*新型コロナウイルス感染症の感染が大きく拡大している場合や、着用が効果的な場合では、一時的に適切なマスクの着用を呼びかけることとします。

【本件担当者】

豊見城市立伊良波小学校

098-850-9213

教頭 大浜 辰也